投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日 2026.10.10

ニッセイ米国株式ブースト戦略ファンド（毎月決算・予想分配金提示型）

追加型投信／海外／株式

本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社［ファンドの運用の指図を行います］

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第369号

受託会社［ファンドの財産の保管および管理を行います］

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ　ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　0120-762-506
9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

ホームページ　https://www.nam.co.jp/

◉委託会社の情報 （2026年7月末現在）

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資　本　金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する投資信託財産の合計純資産総額	11兆4,616億円

◉商品分類等

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
追加型	海外	株式

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 投資信託証券 資産複合 株価指数先物取引・株価指数オプション取引	年12回（毎月）	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会ホームページ https://www.imaj.or.jp/ にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ米国株式ブースト戦略ファンド（毎月決算・予想分配金提示型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年12月5日に関東財務局長に提出しており、2025年12月21日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では約款内容の重大な変更に際しては、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額（便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名:米ブースト）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1.ファンドの目的・特色

ファンドの運用責任者はこちらです。
https://www.nam.co.jp/fundinfo/nbkbsfm/main.html

ファンドの目的

投資対象とする外国投資信託証券を通じて、実質的にS&P500指数を原資産とする先物取引とオプション取引を行うとともに、為替取引を活用し米ドルへの投資効果の享受をめざすことにより、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 外国投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国株式に投資します。

- ファンドは、「レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストーUSエクイティ・プラス・ロング・コール・ストラテジーファンド(クラスA)」(以下「外国投資信託証券」ということがあります)および「ニッセイマネーマーケットマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ※方式で運用を行います。

  ※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。
- 外国投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 外国投資信託証券の運用は、シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッドが行います。

シティグループのご紹介

シティグループは、国際取引を必要とするお客様のための卓越した金融パートナー、ウェルス・マネジメント分野のグローバルリーダーであり、米国市場で高く評価されているパーソナル・バンキング事業を展開している金融機関です。世界の多くの国と地域において、個人、法人、政府機関などのお客様に幅広い金融商品とサービスを提供しています。
100年以上前に日本に参入し、以来、政府機関、金融機関、事業法人、機関投資家など、日本のお客様のあらゆるファイナンスのニーズにお応えしています。

2 先物取引・為替取引とオプション取引を活用する「米国株式ブースト戦略」により、積極的にリターンを追求します。

●投資対象とする外国投資信託証券で行う「米国株式ブースト戦略」は、先物取引と為替取引を行う「市場追随部分」とオプション取引を行う「ブースト部分」で構成されます。実質的に、S&P500指数を原資産とする先物を買い建て、翌営業日を満期とするコールオプションを購入するとともに、円売り／米ドル買いを実施します。

・コールオプションとは、特定の商品（株式・通貨など）を特定の価格（権利行使価格）で将来のある期日（オプションの満期日など）に買うことができる権利をいいます。

●「ブースト部分」で行うオプション取引については、定量的な指標に基づき、購入日と購入量を決定します。

「米国株式ブースト戦略」のイメージ

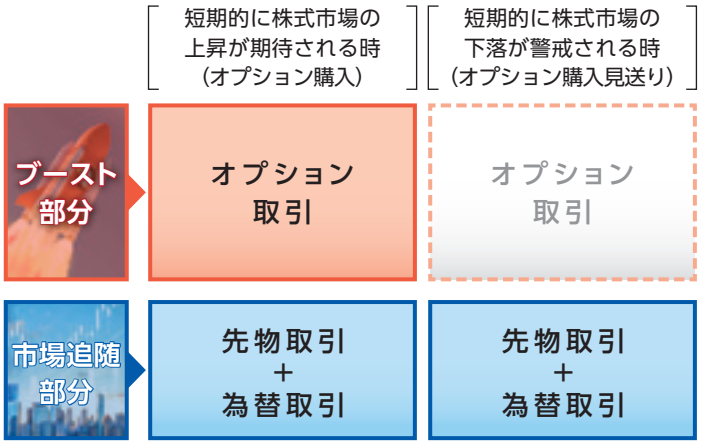

● 定量的な指標に基づき、S&P500指数コールオプションを購入
● 想定元本の上限は外国投資信託証券の純資産総額の300％程度

● 外国投資信託証券の純資産総額と同程度の金額のS&P500指数先物を買い建て
● 外国投資信託証券の純資産総額と同程度の金額の円売り／米ドル買いを実施

・外国投資信託証券では、実質的に先物取引・為替取引とオプション取引を行うほか、主に国内の短期金融資産に投資します。

・外国投資信託証券は、シティグループが算出する合成指数※を通じて先物取引・為替取引とオプション取引のパフォーマンスを受取る担保付スワップ契約をシティグループのロンドン法人であるシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドと締結することにより、実際の取引を行うことなく、実質的に当該取引を行った場合と同等の投資効果を享受することをめざします。
※合成指数はシティUSエクイティ・プラス・ロング・コール指数です（以下同じ）。

・「市場追随部分」は、円ベースでS&P500指数構成銘柄に投資した場合に近い投資効果が期待されます。為替変動の影響を直接的に受け、米ドル高・円安局面では為替差益が期待できる一方、米ドル安・円高局面では為替差損を被ります。

○上記の記載内容は、今後変更となる場合があります。

●S&P500指数について

S&P500指数®とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。

●シティグループの免責条項

シティUSエクイティ・プラス・ロング・コール指数(以下、本インデックス)は、本インデックスの管理者および計算代理人としてのシティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドにより提供されます。
シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドおよびその関連会社(以下総称して「シティグループ」といいます)は、a)ニッセイ米国株式ブースト戦略ファンド(毎月決算・予想分配金提示型)(以下、本ファンド)に対して投資することへの当否、b)本ファンドの運用成果、c)本インデックスの水準、d)本ファンドまたは本インデックスの商品性または特定の目的への適合性、e)その他の事項に関して、明示的にも黙示的にも、何らの表明も保証も行っていません。シティグループは、本ファンドの支援、承認、運用、販売または促進を行っておらず、また、本ファンドに対する責任を一切負っていません。
本インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドが所有する機密の情報です。シティグループは、その業務の通常の過程において、本インデックスの構成銘柄に関連した取引を行い、または関連を有する場合があり、これらの活動が本インデックスの水準に影響を与える可能性もあります。シティグループは発生し得る利益相反を管理するための一定の統制および緩和策を導入していますが、ある者が複数の資格において行為する場合には利益相反が生じる可能性は否定できず、かかる利益相反が本インデックスの水準に(プラスまたはマイナスの)影響を与えることがあります。シティグループは、たとえ損害の可能性が通知されたとしても、如何なる者に対しても、直接的、間接的、特別の、懲罰的、派生的、その他の責任を何ら負わないものとします。シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドは、(a)本インデックスの算定、公表または通知を継続すべき義務を負うものではなく、(b)シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドに詐欺、過失、故意の不履行、義務(制定法上の義務を含みます)の違反または悪意がない場合には、本インデックスに関する誤り、脱落、中断または遅延に関して責任を負わず、また、(c)他の者の代理人または受託者としてではなく、本人として行動するものとします。
シティは、世界中で使用・登録されているシティグループ・インクまたはその関連会社の登録商標およびサービスマークです。

3 毎月決算を行い、決算日の前営業日の基準価額に応じた分配をめざします。

●毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。
●収益分配方針に基づき、決算日の前営業日の基準価額(1万口当り。支払い済みの分配金累計額は加算しません)に応じて、以下の金額の分配を行うことをめざします。

決算日の前営業日の基準価額	分配金額(1万口当り、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

・決算日の前営業日から決算日までに基準価額が急激に変動した場合等には、上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。
・基準価額の値上がりにより、該当する分配金テーブルが分配金の支払い準備のために用意していた資金を超える場合等には、テーブル通りの分配ができないことがあります。
・基準価額に応じて、毎月の分配金額は変動します。基準価額があらかじめ決められた水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
・分配を行うことにより基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期決算以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

◉ファンドの仕組み

●ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ※方式により運用を行います。

※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。

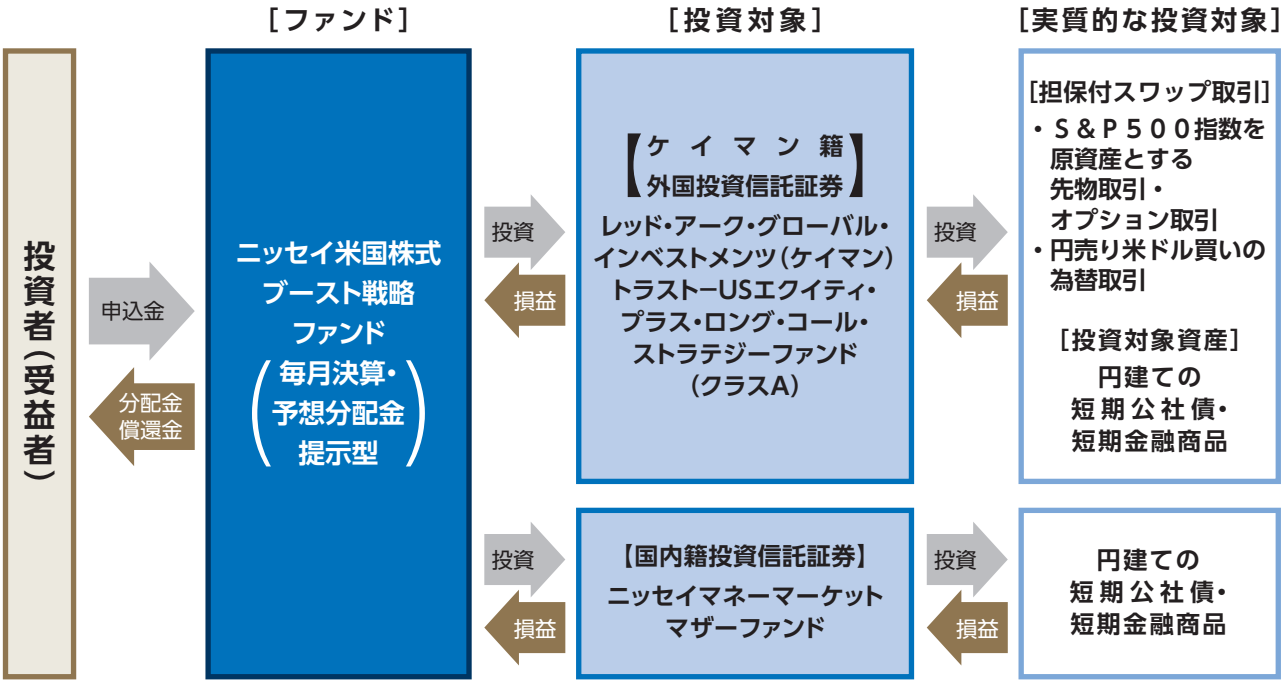

◉投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラスト－
USエクイティ・プラス・ロング・コール・ストラテジーファンド(クラスA)

形態	ケイマン籍 外国投資信託(円建て)／オープン・エンド型
投資目的	シティグループが算出する合成指数を対象とした担保付スワップ取引を主要投資対象とし、信託財産の成長を図ることをめざします。
運用方針	円建ての短期公社債・短期金融商品へ投資を行うとともに、シティグループが算出する合成指数を対象とした担保付スワップ取引を活用し、実質的にS&P500指数を原資産とする株価指数先物とコールオプション、および円売り／米ドル買いの為替取引に投資を行います。オプションの取引については、定量的な指標に基づき、購入日と購入量を決定します。
主な投資制限	●総資産総額の50%以上を日本の金融商品取引法第2条第1項に規定される有価証券に投資します。 ●原則として残存借入総額は、純資産総額の10%を超えないものとします。 ●原則として現金または現金同等物は、純資産総額の10%を超えないものとします。
信託報酬等	●信託報酬 純資産総額に対し、年率0.2%程度 ・年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。 ●先物取引・為替取引およびオプション取引のパフォーマンス(指数値)の算出費用 純資産総額に対し、年率0.3%程度 ・当ファンドは、Citigroup Global Markets Limited(シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッド)との担保付スワップ契約に基づき、先物取引・為替取引およびオプション取引のパフォーマンス(指数値)を日次で受取ります。指数値は、当該算出費用が日次で控除された後に算出されます。
その他の費用	●当ファンドの設定に際し、設定費用として41,000米ドル程度が発生しています。 ●当ファンドの一部解約に際しては、解約により終了するスワップ取引の想定元本額に対して0.12%の取引費用が発生します。 ●信託財産に関する租税／組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査費用／法律関係の費用／外貨建資産の保管費用／借入金の利息　等 ・なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	6月30日
運用会社	Citigroup First Investment Management Limited (シティグループ・ファースト・インベストメント・マネジメント・リミテッド)
受託会社	CIBC Caribbean Bank and Trust Company (Cayman) Limited
管理事務代行会社	Apex Fund Services (Singapore) Pte. Ltd.
保管会社	Citibank N.A., acting through its Hong Kong branch

ニッセイマネーマーケットマザーファンド

投資対象	円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。
運用方針	円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。
主な投資制限	●株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は行いません。
信託報酬	ありません。
その他の費用	組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用　等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
決算日	原則として、4・10月の各15日
委託会社	ニッセイアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

◉主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。
デリバティブ	デリバティブの直接利用は行いません。
株式	株式への直接投資は行いません。

! 上記は、当ファンド（ニッセイ米国株式ブースト戦略ファンド（毎月決算・予想分配金提示型））における投資制限です。当ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じ、実質的に海外の資産に投資等を行います。

◉収益分配方針

●分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。
●原則として、決算日の前営業日の基準価額（1万口当り。支払い済みの分配金累計額は加算しません）に応じた金額の分配をめざします。ただし、分配対象額が少額の場合、あるいは決算日の前営業日から決算日までに基準価額が急激に変動した場合等には、分配を行わないこと等があります。また、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

! 将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

●分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

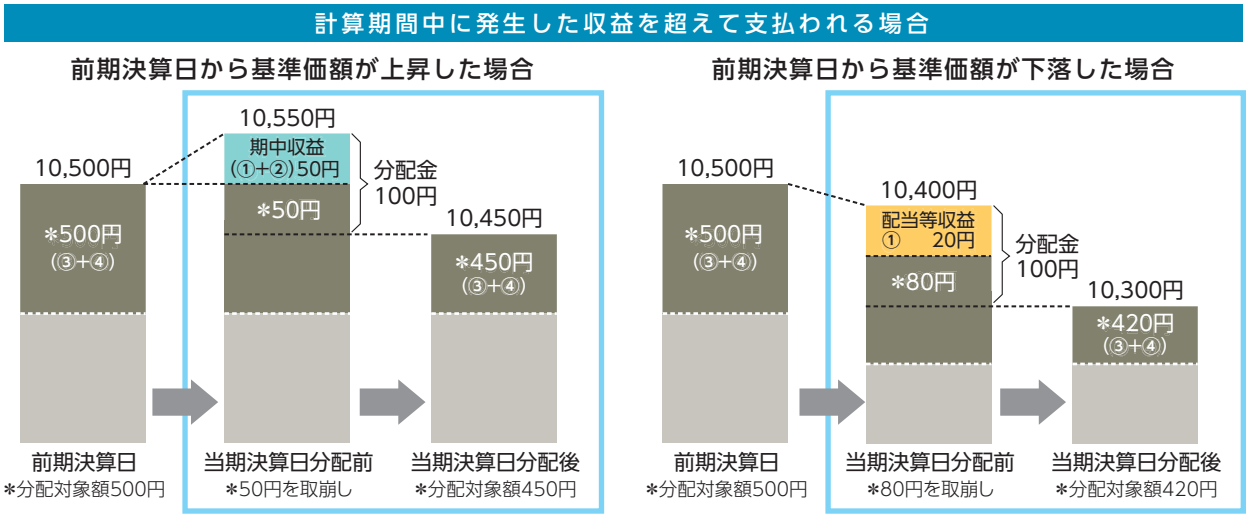

●分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益（①および②）のうち、当期の分配金として支払われず信託財産に留保された金額をいい、次期以降の分配金の支払いにあてることができます。

収 益 調 整 金：追加型株式投資信託において追加設定が行われることによって、既存の受益者の分配対象額が減らないようにするために設けられた勘定です。

❗上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

●受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

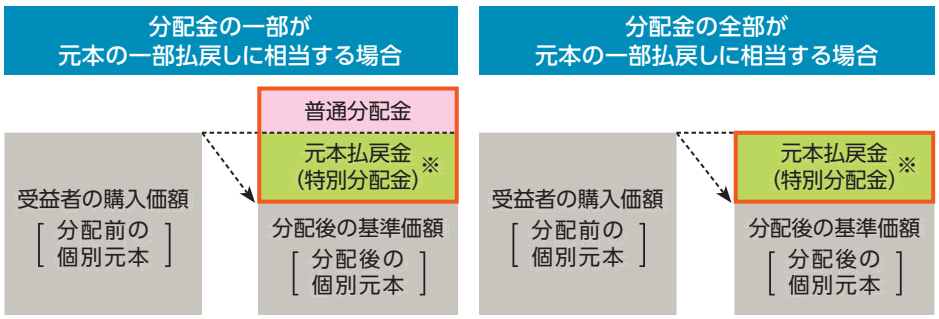

※実質的に元本の一部払戻しに相当する元本払戻金（特別分配金）が支払われると、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

●普通分配金に対する課税については、後記「4.手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- **ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

◉主な変動要因

米国株式ブースト戦略に関するリスク	ファンドが投資対象とする外国投資信託証券における「米国株式ブースト戦略」は、先物取引と為替取引を行う「市場追随部分」、そしてオプション取引を行う「ブースト部分」で構成されます。なお、当該証券ではこれらの取引を実際に行うことなく、実質的に取引を行った場合と同等の投資効果を享受することを目的として、シティグループ・グローバル・マーケッツ・リミテッドを取引相手とする担保付スワップ契約を締結します。加えて、当該証券ではこれらの取引を行うほか、主に国内の短期金融資産にも投資します。 そのため、以下のリスクがあります。	
	デリバティブ取引等に関するリスク	先物、オプションおよびスワップ等のデリバティブとよばれる金融派生商品を活用する場合、デリバティブの取引相手の財政難、経営不振、その他の理由による債務不履行等の影響により、あらかじめ定められた条件で取引が履行されない、あるいは取引の決済時に反対売買ができない場合などには、ファンドの資産価値が減少する要因となります。 なお、ファンドは、投資対象とする外国投資信託証券を通じ、実質的に担保付スワップ契約を締結します。担保付スワップ契約は、担保付きであっても担保価値が十分でない場合や市場急変等によって担保の評価が低下した場合には、ファンドの資産価値が期待された水準を下回るリスクがあります。
	短期金融資産の運用に関するリスク	コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

市場追随部分に関するリスク	市場追随部分では、外国投資信託証券の純資産総額と同程度の金額のS&P500指数先物を買い建てるとともに、円売り／米ドル買いの為替取引を行います。これにより、円ベースでS&P500指数構成銘柄に投資した場合に近い投資効果が期待される一方、以下のリスクがあります。	
	株価指数先物取引に関するリスク	株式市場は、国内および国際的な景気・経済・社会情勢、企業業績や信用状況等の影響を受け、価格が変動します。こうした市場環境の変化はS&P500指数の指数値にも反映され、当該指数を原資産とする先物価格も変動します。ファンドはS&P500指数先物を実質的に買い建てるため、先物の価格変動に連動して基準価額は変動し、先物価格が下落した場合にはファンドの資産価値が減少します。 また、先物取引には取引期限（限月）があるため、定期的にロールオーバー（期限が近づいた先物を売却し、新たに期間の長い先物を購入すること）を行う必要があります。このロールオーバーの際に発生するコストや限月間の価格差が基準価額に影響を与える場合があります。
	為替変動リスク	ファンドは、投資対象とする外国投資信託証券を通じ、実質的に円売り／米ドル買いの為替取引を行います。そのため、為替変動の影響を直接的に受け、一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
	カントリーリスク	ファンドは実質的に外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。
ブースト部分に関するリスク	ブースト部分では、外国投資信託証券の純資産総額の300%程度の想定元本を上限とし、S&P500指数を原資産とする翌営業日満期のコールオプションを購入します。なお、当該コールオプションは、定量的な指標に基づき、購入日と購入量を決定します。 そのため、以下のリスクがあります。	
	コールオプションに関するリスク	コールオプションを購入する際には、オプション料（オプション・プレミアム）の支払いが発生します。そのため、S&P500指数が、オプションの行使価格に支払ったオプション・プレミアムを加えた水準（損益分岐点）を上回った場合、その超過分が収益となります。一方、S&P500指数が、この損益分岐点を下回った場合には損失が発生しますが、その損失は最大でも支払済みのオプション・プレミアム相当額に限定されます。 なお、S&P500指数が上昇しない、あるいは小幅な値動きにとどまる局面が続いた場合、オプション・プレミアムの支払いが累積し、ファンドの資産価値を押し下げる要因となる可能性があります。
	定量的な指標に基づく運用に関するリスク	ブースト部分で行うオプション取引は、定量的な指標に基づき、購入日と購入量を決定します。市場の予期せぬ動きや将来の市場環境などによっては、この定量的な指標に基づく運用が想定通りに機能せずファンドの資産価値が減少する要因となる可能性があります。
流動性リスク		取引対象資産等の市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

•基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○ファンドが投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

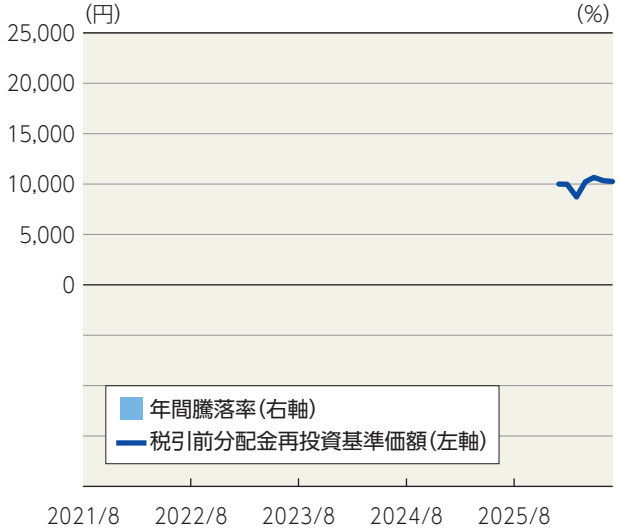

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

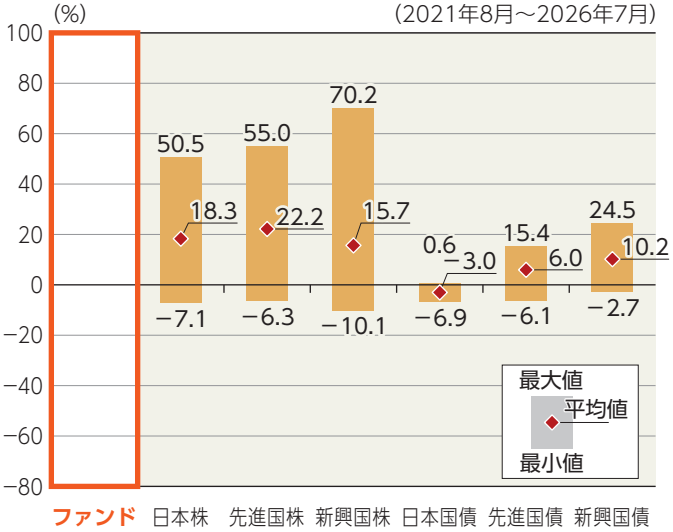

グラフは次に記載の基準で作成していますが、ファンドについては設定日以降の月末データが1年に満たないため、騰落率を記載していません。

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株 ・・・ TOPIX(東証株価指数)(配当込み)
先進国株 ・・・ MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 ・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 ・・・ NOMURA-BPI 国債
先進国債 ・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 ・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし(対円)」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX(東証株価指数)の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2026年7月末現在

●基準価額・純資産の推移

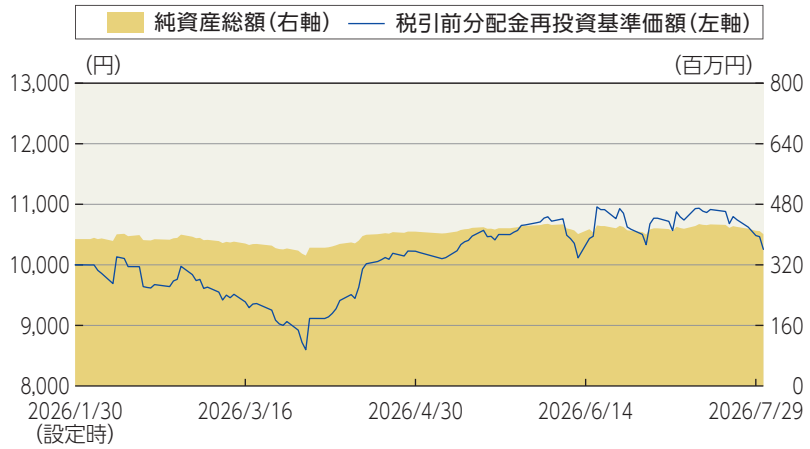

・基準価額は実質的な運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

基準価額	10,256円
純資産総額	401百万円

●分配の推移 1万口当り(税引前)

2026年 3 月	0円
2026年 4 月	0円
2026年 5 月	0円
2026年 6 月	0円
2026年 7 月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●主要な資産の状況

レッド・アーク・グローバル・インベストメンツ(ケイマン)トラストーUSエクイティ・プラス・ロング・コール・ストラテジーファンド(クラスA)	98.5%
ニッセイマネーマーケットマザーファンド	0.0%
短期金融資産等	1.5%

・比率は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

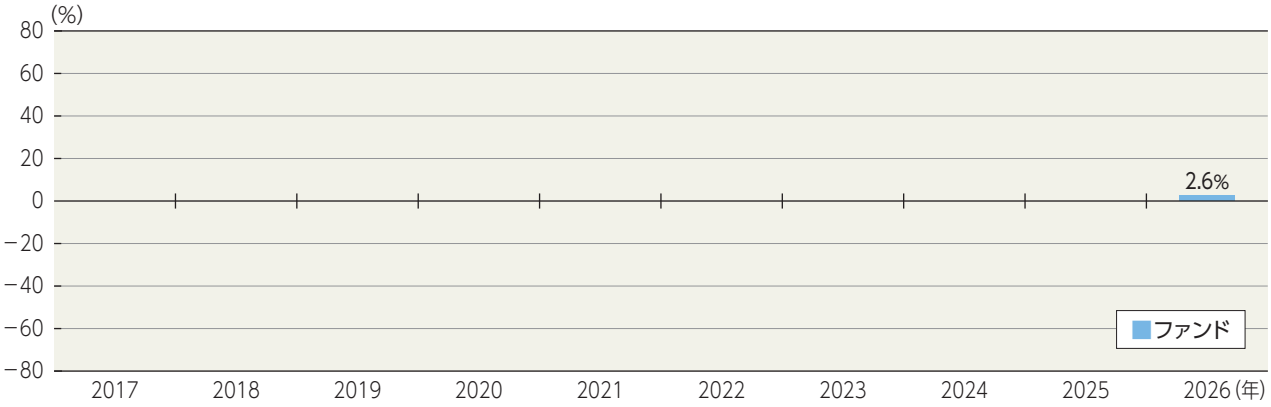

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
・2026年はファンド設定時から上記作成基準日までの収益率です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	販売会社が定める単位とします。
	購入価額	①当初申込期間:1口当り1円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位とします。
	換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として8営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時30分までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にご確認ください。
	申込不可日	申込日、その翌営業日または翌々営業日がニューヨーク証券取引所(半休日を含みます)、ニューヨークの銀行、シカゴ・オプション取引所(半休日を含みます)、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。 また、換金の申込みにおいて、換金代金のお支払い等に支障をきたすおそれがあるとして委託会社が定める日は、申込みの受付けを行いません。
	購入の申込期間	①当初申込期間:2025年12月22日から2026年1月29日まで ②継続申込期間:2026年 1 月30日から2027年4月 9 日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。
決算・分配	決算日	毎月10日(該当日が休業日の場合は翌営業日) ●初回決算日は、2026年2月10日とします。
	収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	2036年1月10日まで（設定日:2026年1月30日）
	繰上償還	・投資対象とする外国投資信託証券が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が30億口または純資産総額が30億円を下回っている場合、外国投資信託証券が基準とするシティグループが算出するシティUSエクイティ・プラス・ロング・コール指数に重大な変更が生じるまたは算出・公表が停止された場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	1,000億円とします。
	公告	電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。
	運用報告書	委託会社は1・7月の決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者に交付します。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、当ファンドは、NISAの対象ではありません。

ファンドの費用・税金

◉ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額(当初申込期間:1口当り1円)に**3.3%(税抜3.0%)を上限**として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ●料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 ▶**購入時手数料**:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に**0.12%**をかけた額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日　運用管理費用等(信託報酬等)

ファンドの運用管理費用
ファンドの純資産総額に年率1.3475%(税抜1.225%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。

▶**運用管理費用(信託報酬)**
=保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率)

信託報酬率(年率・税抜)の配分	支払先	年率	役務の内容
	委託会社	0.500%	ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価
	販売会社	0.700%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
	受託会社	0.025%	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価

・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。

投資対象とする外国投資信託証券

信託報酬率
→年率0.2%程度

▶投資対象とする外国投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率

●年間最低報酬額等がかかる場合、純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。

先物取引・為替取引およびオプション取引のパフォーマンス(指数値)の算出費用
→年率0.3%程度

▶指数値の算出にかかる費用として指数の算出元が収受

●指数値は、当該算出費用が日次で控除された後に算出されます。

実質的な負担

ファンドの純資産総額に**年率1.8475%(税込)程度**をかけた額となります。

▶ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)

●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。また、投資対象とする外国投資信託証券に年間最低報酬額等がかかる場合、その純資産総額等によっては年率換算で上記の料率を上回ることがあります。

❗当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

◉ファンドの費用

投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎　日	監　査　費　用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。	▶**監査費用**:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随　時	その他の費用・手　数　料	・ファンドが投資対象とする外国投資信託証券の設定時に41,000米ドル程度の費用が発生しており、設定時から5年間で償却されるため、毎年8,200米ドル程度の費用がかかります。また、当該証券の一部解約に際し、解約により終了するスワップ取引の想定元本額に対して0.12%の取引費用が発生します。なお、当該取引費用にかかる投資者の実質的な負担は、前記「投資者が直接的に負担する費用」に記載の信託財産留保額に相当します。 ・有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。また、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券において、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査費用、法律関係の費用、外貨建資産の保管費用および借入金の利息等が発生します。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。	▶**売買委託手数料**:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶**信託事務の諸費用**:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶**借入金の利息**:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

❗当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

◉税金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時	
所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時および償還時	
所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
・法人の場合は上記とは異なります。
・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	① ファンドの運用管理費用の比率	② ファンドのその他の費用および外国投資信託証券の費用の比率
8.02%	1.35%	6.67%

・対象期間:2026年1月30日～2026年7月10日
・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
・対象期間中は純資産総額が小規模であったことから、ファンドが投資対象とする外国投資信託証券の信託財産の監査費用、法律関係の費用や信託報酬にかかる固定的な費用の影響が大きくなり、総経費率は8.02%となりました。
・総経費率には、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。
・「①ファンドの運用管理費用の比率」、「②ファンドのその他の費用および外国投資信託証券の費用の比率」および「総経費率」は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。
・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。

NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf

UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに
基づいた見やすいデザインの文字を
採用しています。